

令和5年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第1号）

令和5年3月2日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 5 議案第 2号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 3号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 4号 令和4年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 5号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 6号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 7号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 8号 令和5年度小野町一般会計予算
〔上程、説明、質疑、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第12 議案第 9号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 令和5年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 令和5年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 令和5年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 令和5年度小野町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第15号 小野町犯罪被害者等支援条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第19まで同じ〕
- 日程第19 議案第16号 小野町環境保全対策基金条例について
- 日程第20 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第26まで同じ〕
- 日程第21 議案第18号 小野町議会議員及び小野町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例について

日程第26 議案第23号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案の委員会付託

日程第28 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（11名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
6番	会田明生君	7番	吉田康市君
8番	宗像芳男君	9番	水野正廣君
10番	久野峻君	11番	竹川里志君
12番	田村弘文君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	吉田吉広君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	矢吹昌之君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	村上昭一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木稔君
地域整備課長	矢吹浩司君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	佐久間金治君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	郡司功次	長	郡司治子
書記	渡邊裕之	書記	新田晟也

開議 午前10時00分

◎表彰状の伝達

○事務局長（郡司 功君） 会議の前に、知事功労者表彰の伝達を行います。

このたび、水野正廣議員が知事功労者表彰を受けられました。水野議員におかれましては、町村議会議員として15年以上在職し、その功績が認められ、去る2月8日、全国町村議会議長会会長より表彰されました。

これより伝達を行います。伝達は、田村議長より行います。

田村議長、演壇前までお進みください。

水野正廣議員、演壇前までお進みください。

○議長（田村弘文君） 表彰状。

福島県小野町 水野正廣殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。

全国町村議会議長会会長 南雲正。

代読。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（郡司 功君） 議長、お戻りください。

ここで、受賞者よりご挨拶をいただきます。

水野議員、お願いいたします。

○9番（水野正廣君） 受賞に際し、一言御礼を申し上げます。

このたび、栄えある全国表彰を賜りましたことは、誠に身に余る光栄であり、感謝の意に堪えません。これもひとえに皆様方の格別なご支援、ご厚情のたまものであり、諸先輩方のご指導、同僚議員、友人からの叱咤激励、そして身近で支えてくれた家族の協力あってのものと思っております。

小野町議会議員として地域住民との会話を重ね、住民の声を真摯に受け止め、住民一人一人が将来に夢と希望を持ち、この地に生まれ暮らすことに喜びを感じるふるさとづくりを推進することが使命であると考えております。

本日の栄誉を深く心に刻み、決意を新たにしてさらなる議会の活性化を図り、より住民に身近な議会を目指し、なお一層の努力を傾注してまいり所存でありますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上を申し上げます、お礼の言葉といたします。誠にありがとうございました。

○事務局長（郡司 功君） 以上で、表彰伝達を終了いたします。

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和5年小野町議会定例会3月会議を開きます。
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
10番 久野 峻 議員
11番 竹川 里志 議員
を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会3月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
8番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員長（宗像芳男君） 去る2月24日及び3月1日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和5年小野町議会定例会3月会議の会議日程については、3月2日から3月10日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第1号及び議案第8号については起立採決とし、議案第2号から議案第7号まで及び議案第9号から議案第23号までについては簡易採決により行うことといたしました。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号及び第2号については、厚生産業常任委員会に付託し、審査することといたしました。

なお、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会3月会議の日程は本日から3月10日までの9日間を目途に進めることといたします。

また、議案の採決方法について、議案第1号及び議案第8号については起立採決とし、議案第2号から議案第7号まで及び議案第9号から議案第23号までについては簡易採決により行うことといたします。

陳情の取扱いについて、陳情第1号及び第2号については、厚生産業常任委員会に付託し、審査することといたします。

なお、議案に対する討論がある場合には、最終日前日まで議長へ通告をお願いいたします。

定例会3月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日まで受理した請願・陳情は2件であります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第7号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第1号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第10、議案第7号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第1号～議案第7号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 令和5年小野町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かと多用中の中、ご参集をいただきご審議賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、令和4年度各会計補正予算案件7件、令和5年度各会計当初予算案件7件、条例制定案件2件、条例改正案件7件の議案23件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種につきましては、国が定めた接種期間が今月末までとなっております。先月19日に最終案内として新聞折り込みにより周知を図ったところであります。

町内各医療機関のご協力を得ながら進めてまいりましたオミクロン株対応ワクチン接種につきましても、現在まで接種対象者数の69.5%、5,995名が接種を済ませている状況であります。また、これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていたマスクの着用につきましても、今月13日から個人の判断が基本となる旨、国から示されておりますので、町民に対し本人の意向に反し、マスクの着脱を強いることのないようお知らせしているところであります。

さて、今年度も残すところ一月となり、間もなく新年度を迎えます。町長に就任いたしまして2年がたとうとしておりますが、新型コロナウイルス感染症と原油・物価高騰の対策に注力しなければならない2年間でもありました。

そのような中、子育て支援におきましては、お子さんの成長段階に応じた切れ目のない支援を行うため、事業の見直しを行い、小・中学校の入学の際の準備支援金の給付や3歳児から5歳児のお子さんを対象とした給食時の主食費の助成などに取り組んでまいりました。

また、健康づくりにおきましては、ウォーキングマップの作成や健康まつりを開催するなど、町民の皆さんに対しまして健康づくりの意識の向上を図ったほか、公立小野町地方総合病院における診療の充実を図るため、医師の確保に向けた要望活動を継続して行い、4月からは常勤医師2名の増員について内定を得たところであります。

さらに、田村広域行政組合解散に伴い、町が行うこととなりますし尿及び浄化槽汚泥収集運搬業務につきまして、町民の皆さんの生活に支障が生じないよう、準備を遅延なく進めてきたところであります。

そのほか様々な事業に取り組んでまいりましたが、引き続き10年先、20年先の町の将来を見据えながら、課題を見詰め直し、目まぐるしい社会状況の変化に対応できる持続可能なまちづくりの実現に向け、新たな発想を持って全力で取り組んでまいります。

令和5年度は、今後5年間のまちづくりの指針である新たな総合計画の初年度となります。今定例会にご提案申し上げます令和5年度当初予算は、新たな小野町総合計画の将来像「人が輝き みんなでつくる しあわ

せおのまち」の実現に向けて、優先的な予算配分を行いながら、計画に掲げる6つの基本目標、「人を育む子育て・教育・文化のまち」「元気でしあわせな健康・福祉のまち」「安全で快適な生活環境のまち」「豊かで活力に満ちた産業のまち」「選ばれるまち」「みんなで力を合わせてつくるまち」を着実に推進することを基本に編成したものであります。

令和5年度の主な施策につきまして、6つの基本目標に掲げる主要事業を中心に申し上げます。

初めに、基本目標1の「人を育む子育て・教育・文化のまち」における施策といたしましては、子育て支援関係におきましては、出産から子育て期にわたり切れ目ない支援を行い、安心して子育てができる環境を整えるため、笑顔とがんばり子育て応援事業を継続して展開していくほか、放課後児童クラブや各種子育て支援サービスの提供を行う施設整備に向け、施設の基本設計、実施設計業務委託に係る予算を計上したところであります。

教育関係におきましては、小・中学校における教育環境の充実及び教職員の指導力向上と学校のチーム力強化に努め、授業の質の改善と児童・生徒の学習機会を拡充し、確かな学力の定着に取り組むほか、中学校における休日や長期休業中の部活動の学校教育活動のため、スクールバス運行の拡充を図ってまいります。

また、生涯学習におきましては、多文化共生のまちづくりに向け、町内に住む外国人と町民との交流機会の創出や町内に住む外国人を対象とした日本語教室の内容充実に取り組んでまいります。

次に、基本目標2の「元気でしあわせな健康・福祉のまち」における施策といたしまして、健康づくり関係におきましては、血液検査による胃の検診の実施に加え、肺がん検診を各医療機関でも受診できるよう拡充し、がん検診受診率の向上を図ってまいります。

また、昨年度のイベント編成に体験型などを組み入れ、規模を拡大しての健康まつりの開催や新たなウォーキングコースの設定等、町民の健康意識の向上に向けた各種取組を進めてまいります。

このほか、認知症予防のためのeスポーツ体験事業、障害者の共生社会実現に向けた各種計画の策定、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用のための小野町権利擁護センターの設置等、健康、福祉全般にわたり、活力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、基本目標3の「安全で快適な生活環境のまち」における施策といたしまして、小野インターチェンジ周辺開発推進関係におきましては、社会状況の変化や将来の見通し、また、各種公共施設の整備方針の検討結果や令和9年度に統合となる県立小野高等学校の跡地についても検討内容に加え、小野インターチェンジエリアタウン構想の改定を行い、交通の要衝である小野インターチェンジ周辺の有効活用を検討してまいります。

最終処分場監視体制関係におきましては、4月から小野ウェイストパーク一般廃棄物最終処分場に廃棄物が搬入されるに当たり、町といたしましては、関係団体と締結いたしました公害防止協定に基づき、処分場の監視体制には万全を期して、地域住民の健康保護と生活環境の保全に努めてまいります。

都市計画関係におきましては、都市の整備、開発、保全行政の円滑な運営を図るため、本年度に引き続き、都市計画マスタープランの策定に取り組んでまいります。

次に、基本目標4の「豊かで活力に満ちた産業のまち」における施策といたしまして、企業支援連携推進関係におきましては、企業と連携し、企業紹介ウェブサイトを開設することにより、町内企業の雇用の安定化を図られるよう企業のPR活動を支援してまいります。

農業振興関係におきましては、農業担い手の育成・確保に取り組むとともに、未整備地区の農業生産基盤整備を推進し、農業担い手への農地集積・集約化を図り、効率的かつ持続可能な農業経営の確立を支援してまいります。

また、6次産業化と発酵のまちづくりを推進し、産業の振興と発酵食品を活用した町民の健康づくりに取り組むほか、発酵食品の魅力や文化を学ぶことを目的に開催されております発酵文化推進機構主催の発酵の学校が来年度、当町で開催予定であることから、機会を有効に活用し、発酵の様々な効用を住民の皆さんに理解していただく機会となればと考えております。

次に、基本目標5の「選ばれるまち」における施策といたしまして、広報広聴関係におきましては、人口減少対策といたしまして、移住者や観光、交流、関係人口の増加を図る必要があることから、町公式SNS、インスタグラムを新たに開設し、年齢層に応じた情報発信に努めてまいります。

次に、基本目標6の「みんなで力を合わせてつくるまち」における施策といたしまして、活力ある地域づくり関係におきましては、急激な人口減少や高齢化により複雑化・多様化する地域課題に町民自らが対応できるよう、まずは地域での課題などを話し合っていたいただきながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう広域での活動も含めた地域づくりへの支援を推進するため、本年度に引き続き、町民の皆さんからのご意見等を拝聴しながら取り組んでまいります。

以上、令和5年度の主な施策につきまして、その概要を申し上げましたが、このほかにも交通弱者支援のためのタクシー利用料助成、町民生活の安全・安心確保のための防犯対策、町道改良等の生活基盤の整備等、様々な施策を展開いたしまして、多岐にわたる行政課題に迅速に対応してまいります。

そして、全ての分野におきまして、当町の強みを生かしながら、人を大切に、人を育てるまちづくりをみんなで進め、町民一人一人が将来に夢と希望を持ち、生きがいに満ちた人生を送ることができる町を町民の皆様と共に考え、共につくってまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、引き続きご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会3月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号から議案第7号までの令和4年度各会計補正予算7案件についてご説明いたします。

議案第1号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から2億6,448万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億7,077万3,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容についてであります。歳入におきまして、増額となる主なものは、町税において軽自動車税環境性能割、地方譲与税において森林環境譲与税、法人事業税交付金地方交付税において、普通交付税、特別交付税、諸収入において東京電力福島第一原子力発電所事故損害賠償金であります。

減額となる主なものは、地方交付税において震災復興特別交付税、国庫支出金において児童手当国庫負担金、地域生活支援事業費国庫補助金、県支出金において福島県被災住宅修理支援事業補助金、繰入金において財政調整基金繰入金、町債において過疎対策事業債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債であります。

歳出におきまして、増額となる主なものは、総務費において地方バス路線維持対策事業補助金、補助金等過年度償還金、民生費において国民健康保険特別会計繰入金、農林水産費において森林環境譲与税基金積立金であります。

減額となる主なものは、民生費において介護保険特別会計繰出金、衛生費において田村広域行政組合分担金、リサイクルセンター建設事業負担金、商工費において雇用維持等事業所支援給付金、土木費において小野赤沼・谷津作線測量設計業務委託料、橋梁点検、橋梁修繕設計業務委託料、スマイル公園脇多目的トイレ設置・浄化槽設備改修工事費、教育費において小野小学校グラウンドのり面復旧工事、体育館前側溝改修工事費であります。

第2表の繰越明許費につきましては、事業完了が翌年度となる見込みの農用地集積・基盤整備推進事業のほか3事業につきましては、所要の措置を講じるものであります。

第3表の債務負担行為補正につきましては、リサイクルセンター建設事業費負担金が増額となることから、限度額を290万6,000円増額し、1億96万6,000円とするものであります。

次に、議案第2号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1,259万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億1,396万5,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容につきまして、歳入におきましては、国民健康保険税において一般被保険者国民健康保険税、県支出金において特別調整交付金、繰入金において財政安定化支援事業繰入金を増額するものであります。

歳出におきましては、諸支出金において直営診療施設勘定繰出金を増額し、保健事業費において節目検診委託料等の事業費を減額するものであります。

次に、議案第3号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に53万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,837万9,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容といたしまして、歳入におきましては、後期高齢者医療保険料において、普通徴収保険料、繰入金において保険基盤安定繰入金等を増額し、後期高齢者医療保険料において特別徴収保険料、諸収入において健康診査事業受託収入を減額するものであります。

歳出におきましては、福島県後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

次に、議案第4号 令和4年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から5,939万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億5,243万5,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容といたしまして、歳入におきましては、保険料において第1号被保険者介護保険料、国庫支出金において現年度分調整交付金を増額し、支払基金交付金において、現年度分介護給付費支払基金交付金、県支出金において現年度分介護給付費県負担金、繰入金において現年度分介護給付費繰入金を減額するものであります。

歳出におきましては、基金積立金において、介護給付費準備基金積立金を増額し、保険給付費において居宅介護サービス給付費等を減額するものであります。

次に、議案第5号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から446万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,223万3,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容といたしまして、歳入におきましては、分担金及び負担金において、浄化槽設置費分担金、国庫支出金において循環型社会形成推進交付金、繰入金において一般会計繰入金、町債において下水道事業債を減額するものであります。

歳入におきましては、施設整備費において浄化槽設置工事費を減額するものであります。第2表の地方債補正につきましては、下水道事業債の限度額を120万円減額し、1,320万円とするものであります。

次に、議案第6号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を263万1,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容といたしまして、歳入におきましては、寄附金において文化・体育振興基金造成一般寄附金、繰入金において、文化・体育振興基金造成一般会計繰入金を増額するものであります。

歳入におきましては、基金造成費において、文化・体育振興基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第7号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収支につきましては、収入について258万9,000円を増額し、総額1億7,192万2,000円、支出について565万5,000円を減額し、総額を1億6,327万3,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入について242万5,000円を減額し、総額6,060万5,000円、支出について1,260万3,000円を減額し、総額1億2,347万6,000円とするものであります。

以上、議案第1号から議案第7号までの令和4年度各会計補正予算7案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第1号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第1号について質疑を終わります。

◎議案第2号～議案第7号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第2号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第7号 令和4年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第7号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第8号～議案第14号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第8号 令和5年度小野町一般会計予算から日程第17、議案第14号 令和5年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第8号～議案第14号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第8号から議案第14号までの令和5年度各会計当初予算7案件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和5年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は58億5,600万円とするもので、令和4年度当初予算に対し、2億300万円の増額となるものであります。

歳入におきましては、町税、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、諸収入等を前年度当初予算より増額で計上し、地方消費税交付金、国庫支出金、町債等を減額で計上するものであります。

歳出の主な内容につきましては、新庁舎建設候補地用地購入費及び物件補償費、旧飯豊ひまわり保育園解体工事費、放課後児童クラブ等基本・実施設計業務委託料、おのまち認定こども園・広域入所施設給付費、環境保全対策基金積立金、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務委託料多面的機能支払交付金事業補助金、ふくしま森林再生事業森林整備業務委託料、林業専用道整備事業工事費、あぶくま球場バックスクリーン改修工事費、公営住宅環境整備工事費、スクールバス運転業務委託料、小・中学校校務用パソコン等購入費を計上するものであります。

次に、議案第9号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は11億9,352万8,000円とするもので、令和4年度当初予算に対し、4,754万7,000円の増額となるものであります。

歳入におきましては、県支出金、繰入金、繰越金等を前年度当初予算より増額、国民健康保険税を減額で計上し、歳出におきましては、保険給付費等を増額、国民健康保険事業費納付金等を減額で計上するものであります。

次に、議案第10号 令和5年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は1億2,207万7,000円とするもので、令和4年度当初予算に対し、497万3,000円の増額となるものであります。

歳入におきましては、後期高齢者医療保険料、繰入金を前年度当初予算より増額で計上し、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費を増額、総務費を減額で計上するものであります。

次に、議案第11号 令和5年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は14億2,160万2,000円とするもので、令和4年度当初予算に対し、924万1,000円の減額となるものであります。

歳入におきましては、介護保険料、国庫支出金、繰入金を前年度当初予算より増額、支払基金交付金、県支出金、繰越金等を減額で計上し、歳出におきましては、総務費、予備費を増額、保険給付費、地域支援事業費等を減額で計上するものであります。

次に、議案第12号 令和5年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は8,375万3,000円とするもので、令和4年度当初予算に対し、755万6,000円の増額となるものであります。

歳入におきましては、分担金及び負担金、事業収入、国庫支出金、町債等を前年度当初予算より増額、繰越金を減額で計上し、歳出におきましては、総務費、施設管理費、施設整備費を増額、公債費等を減額で計上するものであります。

次に、議案第13号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は213万3,000円とするもので、令和4年度当初予算と同額で計上したものであります。

次に、議案第14号 令和5年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出につきましては、収入額は1億6,657万2,000円で、令和4年度当初予算に対し、54万3,000円の増額、支出は1億6,098万1,000円で令和4年度当初予算に対し、40万2,000円の減額となるものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入は5,700万1,000円で、令和4年度当初予算に対し、102万9,000円の減額、支出は1億4,383万1,000円で、令和4年度当初予算に対し、775万2,000円の増額となるものであります。

以上、議案第8号から議案第14号までの令和5年度各会計当初予算7案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第8号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第8号 令和5年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第8号について質疑を終わります。

◎議案第9号～議案第14号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第9号 令和5年度小野町健康保険特別会計予算から議案第14号 令和5年度小野町水道事業会計予算までの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第14号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第15号～議案第16号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第18、議案第15号 小野町犯罪被害者等支援条例についてから日程第19、議案第16号 小野町環境保全対策基金条例についてまで2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局朗読〕

◎議案第15号～議案第16号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第15号及び議案第16号の条例の新規制定2案件につきましてご説明申し上げます。

議案第15号 小野町犯罪被害者等支援条例についてであります。本案は、犯罪被害者などが受けた被害の早期回復を図るとともに、犯罪被害者などを支える地域社会の形成を図り、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、条例を制定するものであります。

次に、議案第16号 小野町環境保全対策基金条例についてであります。本案は、一般廃棄物の搬入により発生する環境負荷に対して適正な管理対応の経費の財源を確保し、町民の健康保護及び生活環境の保全を図るため、地方自治法第241条第1項の規定に基づく標記基金を設置したく、条例を制定するものであります。

以上、議案第15号及び議案第16号の条例の新規制定2案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第15号～議案第16号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第15号 小野町犯罪被害者等支援条例についてから議案第16号 小野町環境保全対策基金条例についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第16号までの2議案について質疑を終わります。

◎議案第17号～議案第23号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第20、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第26、議案第23号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてまで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局朗読〕

◎議案第17号～議案第23号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第17号から議案第23号までの条例の一部改正7案件につきましてご説明申し上げます。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和4年10月5日付福島県人事委員会の職員の給与などに関する報告及び勧告を踏まえ、福島県に準じて通勤手当の上限額及び宿日直手当の支給額の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 小野町議会議員及び小野町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、最近の物価変動などを背景に、公職選挙法施行令の一部が改正され、衆参両議院における選挙運動の公営単価に係る限度額の引上げが行われました。当町の選挙に係る公営単価については、本条例で定める範囲内で行うこととしておりますが、当該単価について、国に準じて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、健康保険法施行令などの一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布、同年4月1日に施行されることから、出産育児一時金の支給額を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第20号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布、同年4月1日に施行されることから、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令が令和4年11月30日に公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定などを加える改正を行うものであります。

なお、本町で本条例に該当する施設は、小野町放課後児童クラブ並びにあおぞら保育園学童部の2施設があります。

次に、議案第22号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令が令和4年11月30日に公布され、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定などを加える改正を行うものであります。

なお、本町で本条例に該当する施設は、現在のところありません。

次に、議案第23号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、令和5年4月1日から占用料の額が改定されることから、政令に準じて占用料の額を政令で定める5給地の額に準ずることとする改正を行うものであります。

以上、議案第17号から議案第23号までの条例の一部改正7案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第17号～議案第23号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第23号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの7議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第23号までの7議案について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第27、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第28、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第1号及び陳情第2号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しは、お手元に配付のとおりであります。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時57分